

平成 28 年 5 月 23 日  
公正取引委員会事務総局・経済取引局  
介護分野に関する意見交換会

## 介護サービス価格の弾力化に関する意見

昭和女子大学・グローバルビジネス学部特命教授 八代尚宏  
学習院大学・経済学部教授 鈴木亘

### 1. 価格面の「混合介護」への規制

・医療保険と異なり、介護保険では保険サービスと保険外サービスを自由に組み合わせることができる（例えば週 2 回の利用限度額上限を超えるサービスを利用者負担で週 3～4 回にすること）。しかし、通常よりも高い品質のサービスについて、介護報酬に上乗せした価格を設定し、その差分を利用者が任意で支払うことは、事実上、禁止されている。

・こうした規制は、良質のサービスを求める利用者の選択肢を制限するだけでなく、健全な介護サービス産業の発展を妨げる大きな要因となっている。

### 2. 介護保険内サービス価格についての規制

・事業者が介護保険内サービスを提供する場合、その対価として保険から支払われる費用（介護報酬）は、国が定める公定価格となっている。

・事業者は介護報酬で定める基準よりも、低い額でのサービス提供は可能である（厚生省老人保健福祉局企画課長通知第 39 号）。

・事業者が介護報酬で定める基準よりも、高い額でのサービスを提供し、その差額を利用者合意の上で支払うことについての規定はないものの、行政指導等で禁止されている。

### 3. 介護サービスの市場価格の弾力化

・介護保険財政の制約上、介護報酬が公定価格であることが必要としても、なぜそれが常に市場価格と一致しなければならないのか。

・高齢者福祉の時代と異なり、介護保険の事業者として民間企業の参入を認めた以上、その創意と工夫を生かした多様なサービスを提供することは、本来の介護保険法の精神に沿うものではないか。

・介護保険等、社会保険財政の現状は厳しく、要介護高齢者の増加で介護報酬を際限なく増やすことは困難であるが、低成長の下で社会保険料の引き上げにも限界がある。

・他方で、すでに生じている介護サービス従事者の不足に対応するためには、今後、他の

職種とのバランス上、一定の賃金引上げが必要とされる。

- ・このため介護報酬以外の収入源としては、利用者の一律的な自己負担率の引き上げの可能性はあるが、これは特に低所得層には大きな負担となる。

- ・高齢者は最も所得格差の大きな層であり、中高所得層にとって、個々の利用者の判断に基づく良質のサービスへの上乗せ料金を受け入れる余地は大きいのではないか。

#### 4. 介護サービス価格弾力化に伴う懸念への対応

①多くの事業者が上乗せ料金を得られる高付加価値サービスに特化することで、利用者が本来の介護報酬だけで受けられるサービスの供給が制限されるのではないか。

- ・介護サービス事業には参入規制はなく、小規模の事業者の開業は容易であり、通常の介護サービスを提供する事業者が不足するような状況は考え難い。

- ・もっとも、過疎地や離島等で、十分な数の事業者がいない場合には、例外的に規制する必要性もある。また、それ以外でも、すべての介護サービス事業者に、一定の範囲で介護報酬だけで利用できるサービスの供給を義務付けることも考えられる。

②介護保険の利用者の間でサービスの質に差が生じることは格差の拡大ではないか。

- ・高齢者層の所得格差は大きいことから、豊かな高齢者はすでに質の高い保険外サービスを利用している。仮に、この価格面での混合介護が容認されれば、中所得層も介護報酬との差額分だけを負担することで良質の介護サービスを購入することができるようになる。

- ・介護サービス事業者の採算が改善すれば、より多くの事業者が参入し、介護報酬のみでのサービスの利用者にとってもメリットとなる。

③現行制度でも、良質のサービスの事業所には改善加算制度がある。それに加えて介護サービスの質について新たな基準を公的に定めることは困難であり、民間に任せれば利用者保護に欠けるのではないか。

- ・医師と患者との情報格差の大きな医療等の場合と異なり、介護サービスの質の差は、行政が特段の基準を設けなくとも、個々の利用者の主観的な判断に委ねられるのではないか。

- ・行政が画一的に定めた報酬加算制度だけでなく、事業者の多様なサービス提供の工夫を活かす仕組みが必要である。

- ・利用者保護のため、事業者からの上乗せ料金の額や頻度についての情報開示の義務付けや、認知症等の高齢者については、ケアマネージャー等のチェックで対応可能ではないか。

以上